

市第81号議案

横浜市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の一部改正

横浜市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように改める。

平成25年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「背水」の次に「、計画津波」を加え、同条中第9号を第12号とし、第6号から第8号までを3号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の3号を加える。

- (6) 計画津波 過去の主要な津波及びこれによる災害の発生状況並びに河川が流入する海域の水象等を総合的に考慮して、市長が定めた津波をいう。
- (7) 計画津波水位 計画津波及び計画横断形に基づいて、市長が定めた津波水位をいう。
- (8) 津波区間 計画津波水位が計画高水位より高い河川の区間をいう。

第6条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 津波区間の堤防の高さは、前2項の規定によるほか、計画津波

水位に河口付近の海岸堤防の高さ及び漂流物の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らないものとする。

第14条の見出し中「波浪」を「津波又は波浪」に改め、同条第1項中「高潮区間」を「津波区間、高潮区間」に改め、「堤防で」の次に「津波又は」を加える。

第33条第1項中「において、計画堤防」の次に「（津波区間にあつては、津波が生じないとした場合に定めるべき計画横断形に係る堤防。以下この項において同じ。）」を加える。

第36条の見出しを「（可動堰の管理施設等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 可動堰を設ける場合において、当該可動堰を操作する者の安全を確保するため必要があるときは、自動的に、又は遠隔操作により可動部のゲートの開閉を行うことができるものとする。

第45条の見出しを「（水門及び樋門の管理施設等）」に改める。

第69条第2項中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第72条中「計画高水位」の次に「、計画津波水位」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する堤防又は現に工事中の堤防（既に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第26条第1項の許可を受け、工事に着手するに至らないものを含む。）については、この条例による改正後の横浜市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例（以下「新条例」と

いう。)第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改築(災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。次項において同じ。)に係る堤防であって、その工事の着手(法第26条第1項の許可を受けて改築される堤防にあつては、同項の許可)がこの条例の施行の後であるものについては、この限りでない。

- 3 この条例の施行の際現に存する可動堰、水門及び樋門(以下この項において「可動堰等」という。)又は現に工事中の可動堰等(既に法第26条第1項の許可を受け、工事に着手するに至らないものを含む。)が新条例第36条第2項(新条例第45条第1項において準用する場合を含む。)の規定に適合しない場合においては、当該可動堰等については、当該規定は、適用しない。ただし、改築に係る可動堰等であつて、その工事の着手(法第26条第1項の許可を受けて改築される可動堰等にあつては、同項の許可)がこの条例の施行の後であるものについては、この限りでない。

提 案 理 由

河川管理施設等構造令の一部改正に伴い、準用河川に係る河川管理施設等の構造について津波に対応した一般的技術的基準等を定めるため、横浜市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基
準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（第 1 号及び第 2 号省略）

(3) 計画横断形 計画高水流量の流水を流下させ、背水、計画津波又は計画高潮位の高潮が河川外に流出することを防止し、河川を適正に利用させ、流水の正常な機能を維持し、並びに河川の環境の整備及び保全をするために必要な河川の横断形で、市長が定めたものをいう。

（第 4 号及び第 5 号省略）

(6) 計画津波 過去の主要な津波及びこれによる災害の発生状況並びに河川が流入する海域の水象等を総合的に考慮して、市長が定めた津波をいう。

(7) 計画津波水位 計画津波及び計画横断形に基づいて、市長が定めた津波水位をいう。

(8) 津波区間 計画津波水位が計画高水位より高い河川の区間をいう。

(9) (本文省略)

(10) (本文省略)

(11) (本文省略)

(12) (本文省略)

(高さ)

第6条 (第1項及び第2項省略)

3 津波区間の堤防の高さは、前2項の規定によるほか、計画津波水位に河口付近の海岸堤防の高さ及び漂流物の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らないものとする。

$\frac{4}{3}$ (本文省略)

(津波又は波浪の影響を著しく受ける堤防に係る措置)
波浪

第14条 津波区間、高潮区間又は河川が法第4条第1項の一级河川高潮区間若しくは法第5条第1項の二级河川(以下「一级河川等」という。)と合流する箇所の堤防その他の堤防で津波又は波浪の影響を著しく受けるものには、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(第1号、第2号及び第2項省略)

(可動堰の可動部のゲートの高さ)

第33条 可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上で、高潮区間においては計画高潮位を下回らず、その他の区間においては当該地点における河川の兩岸の堤防(計画横断形が定められている場合において、計画堤防(津波区間にあつては、津波が生じないとした場合に定めるべき計画横断形に係る堤防。以下この項において同じ。)の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の表法肩^{のり}を結ぶ線の高さを下回らないものとする。

(第2項省略)

(可動堰の管理施設等)
(管理施設)

第 36 条 (第 1 項省略)

2 可動堰を設ける場合において、当該可動堰を操作する者の安全を確保するため必要があるときは、自動的に、又は遠隔操作により可動部のゲートの開閉を行うことができるものとする。

(水門及び樋門の管理施設等)
(管理施設等)

第 45 条 (本文省略)

(ゲート等)

第 69 条 (第 1 項省略)

2 第 26 条第 2 項の規定は前項のゲートの開閉装置について、第 36 条第 1 項の規定は伏せ越しについて準用する。

(計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例)

第 72 条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあっては、法第 26 条の許可。以下この条において同じ。）があった後における計画高水流量、計画横断形、計画高水位、計画津波水位、計画高潮位又は計画湛水位（以下この条において「計画高水流量等」という。）の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。